

不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

改 正 案	現 行
<p>不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）</p>	<p>不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）</p>
<p>第一条（省略）</p>	<p>第一条 同上</p>
<p>第二条（省略）</p>	<p>第二条 同上</p>
<p>2（省略）</p>	<p>2 同上</p>
<p>3 前項の規定にかかわらず、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下この項及び第十条の二において同じ。）を原産地とする特定の種類の輸入貨物に法第八条第一項の規定を適用する場合において、当該輸入貨物の生産者が、当該輸入貨物と同種の貨物を生産している中華人民共和国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（第十条の二において「中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」という。）があることを明確に示すことができない場合は、第一項第四号に掲げる価格を用いることができる。</p> <p>4 法第八条第一項に規定する正常価格は、当該輸入貨物の輸出のための販売価格との間の取引段階、取引数量その他価格の比較に影響を及ぼす条件の差異により生じた価格差につき必要な調整を行った後の価格とする。</p>	<p>3 法第八条第一項に規定する正常価格は、当該輸入貨物の輸出のための販売価格との間の取引段階、取引数量その他価格の比較に影響を及ぼす条件の差異により生じた価格差につき必要な調整を行った後の価格とする。</p>
<p>第三条（省略） 第七条（省略）</p>	<p>第三条（省略） 第七条 同上</p>
<p>（調査の開始の通知等）</p> <p>第八条 財務大臣は、法第八条第五項、第十三項、第二十二項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十七項の調査（第十四条、第十六条第一</p>	<p>（調査の開始の通知等）</p> <p>第八条 財務大臣は、法第八条第五項、第十三項、第二十二項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十七項の調査（第十四条、第十六条第一</p>

項（各号列記以外の部分に限る。）、第十七条及び第十九条を除き、以下単に「調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を直接の利害関係人（当該調査に係る貨物の供給者又はその団体）その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の供給者である団体に限る。）及び当該調査に係る貨物の輸入者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の輸入者である団体に限る。）並びに当該調査に係る申請者（法第八条第四項、第十二項、第二十一項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十六項の規定による求めをした者をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）と認められる者に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

一六（省略）

七 第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、第十二条第一項の規定による対質の申出並びに第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

八（省略）

2及び3（省略）

第九条及び第十条（省略）

（中華人民共和国を原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者による証拠の提出等）

第十条の二 中華人民共和国を原産地とする特定の種類の輸入貨物に対する調査が開始された場合においては、前条の規定によるほか、当該輸入貨物の生産者（以下この条において単に「生産者」という。）は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関し、財務大臣に対し、

項（各号列記以外の部分に限る。）、第十七条及び第十九条を除き、以下単に「調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を直接の利害関係人（当該調査に係る貨物の供給者又はその団体）その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の供給者である団体に限る。）及び当該調査に係る貨物の輸入者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の輸入者である団体に限る。）並びに当該調査に係る申請者（法第八条第四項、第十二項、第二十一項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十六項の規定による求めをした者をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）と認められる者に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

一六 同上

七 第十条第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、第十二条第一項の規定による対質の申出並びに第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

八 同上

2及び3 同上

第九条及び第十条 同上

証拠を提出し、又は証言をすることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項前段の調査の期間中必要があるときは、生産者に対し、中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関し、証拠を提出し、又は証言をすることを求めることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 財務大臣は、生産者から第一項前段の規定による証言の求めがあった場合又は前項前段の規定により生産者に証言を求める場合は、証言の聴取の日時及び場所その他証言の聴取のために必要な事項を当該生産者に対し書面により通知しなければならない。

4 第七条第六項から第十項までの規定は、第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠又はこれらの規定によりされた証言について準用する。

(証拠等の閲覧)

第十一条 調査が開始された場合において、財務大臣は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限まで、第四条第二項ただし書の規定により提出された証拠、第七条第一項から第五項までの規定により提出された書面若しくは証拠、第十条第一項前段若しくは第二項前段若しくは前条第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠若しくはこれらの規定によりされた証言を録取した書面若しくはその他の証拠(その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる書面及び証拠並びに利害関係者により秘密の情報として提供された書面及び証拠並びに秘密の情報としてされた証言を録取した書面を除く。)(又は第七条第六項、第七項若しくは第九項後段(これらの規定を

(証拠等の閲覧)

第十一条 調査が開始された場合において、財務大臣は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限まで、第四条第二項ただし書の規定により提出された証拠、第七条第一項から第五項までの規定により提出された書面若しくは証拠、前条第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠若しくはこれらの規定によりされた証言を録取した書面若しくはその他の証拠(その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる書面及び証拠並びに利害関係者により秘密の情報として提供された書面及び証拠並びに秘密の情報としてされた証言を録取した書面を除く。)(又は第七条第六項、第七項若しくは第九項後段(これらの規定を前条第四項において準用する場合を含む。)(の

第十条第四項及び前条第四項において準用する場合を含む。( )の規定により提出された書面(次項において「証拠等」という。)を利害関係者に対して閲覧させなければならない。

2 (省略)

規定により提出された書面(次項において「証拠等」という。)を利害関係者に対して閲覧させなければならない。

2 同上

\_\_\_\_\_